

年次有給休暇の計画的付与に関する協定

株式会社●●●●（以下「会社」という）と従業員代表（以下「従業員代表」という）とは、就業規則第●●条に定める年次有給休暇の計画的付与に関し、以下のとおり協定する。

第1条（年次有給休暇の計画的付与）

会社は、従業員代表との協定の定めるところにより、従業員の有する年次有給休暇のうち、各年度に付与する年次有給休暇の5日を超える日数の部分について、従業員に計画的に使用させることができる。

2. 年次有給休暇の計画的付与は、一斉付与日と個人別付与日を設定する。
3. 従業員は、年次有給休暇の計画的付与日に使用する年次有給休暇を、その他の日に振り替え取得することはできない。
4. 年次有給休暇の計画的付与日に、年次有給休暇を当該年度に付与されず、年次有給休暇を有しない従業員に対し、会社は特別休暇を与えることがある。

第2条（年次有給休暇の計画的付与日）

本協定に基づき、年次有給休暇の計画的付与を行う時期は以下のとおりとする。

- ① 部署付与日 ***部・・・**月**日（例）
***部・・・**月**日
- ② 一斉付与日 **月**日および**日、**月**日および**日

第3条（本制度対象外の従業員の範囲）

以下の従業員に対しては、この協定の対象としない。

- ① 退職、休職中の者
- ② 産前産後休暇中の者
- ③ 育児休業、介護休業中の者
- ④ パートタイマー（週5日以上、週30時間以上の勤務ができるものを除く）
- ⑤ その他対象外とすることが適当と認められる者

第4条（協議事項）

本協定に基づく年次有給休暇の計画的付与を実施するにあたり、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

第5条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、平成**年**月**日より平成**年**月**日までの期間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

平成**年**月**日

株式会社●●●●

代表取締役

印

株式会社●●●●

従業員代表

印